

第3 法による救助の実施に関する事項

1 被害状況の確認・把握

- (1) 被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行わなければならないことは、当然であるが、災害は突発的に発生し、平常時には予測できない状況が生じ、被害状況の把握に手間取ったり、連絡不足・遅滞等から結果として、救助に支障をきたす例も多いので、次の点に留意して行うこと。
- ア 平常時から被害状況把握の体制整備を十分に図り、災害が発生したときには、あらかじめ定められた手順に沿って迅速に行動すること。
- イ 夜間、休日等、都道府県又は市町村の担当職員が非在庁時に災害が発生した場合、あらかじめ定められた参集体制に基づき、自発的に行動すること。
- ウ 被害状況の収集及び情報提供については、災害時においては通常的手段が使えないことも多いと思われるので、様々な手段を検討しておくこと。
- エ 都道府県又は市町村の担当職員が災害のため登庁できない等、不在の場合には、当面の間の連絡者、その他、適宜必要な措置が可能な代替体制の確保を図るとともに、必要に応じてあらかじめ定められた補完体制に移行すること。
- オ 情報の混乱を避けるため、被害情報は、できる限り1カ所で速やかに集約し、その結果を関係部局・機関に伝達し、その後公表等を行うこと。
- カ 関係部局・機関に伝達する前に公表することは、被害情報を一元的に集約することを困難とするおそれがあるので、遺漏のないよう特に留意すること。
- (2) 被害状況等の情報は、随時内閣府に情報提供していただくこと。災害救助法の適用も視野に入れ、平日・休日を問わず、確実に連絡が取れる体制を整え、緊密に連携を図っていただくこと。
- (3) 大規模な災害が発生した際には、周辺都道府県による応援体制が必要となる場合もあるので、周辺都道府県は災害発生時に準じた体制をとり、内閣府と連絡調整を図ること。

2 被害の認定

被害の認定に当たっては、次の点に留意し、迅速かつ適正に行われなければならない。

(1) 住家

「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

(注1) 一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

(注2) 法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

(2) 世帯

ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

イ マンション、アパート等のように1棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ1世帯として取り扱うこと。

(注) 会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。

ウ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が1であれば1世帯となる。

(3) 住家の被害

ア 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。

イ 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊という。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（以下「床上浸水」という。）

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(注) 「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）及び「災害報告取扱要領」（昭和45年4月10日）通知に基づく。

(4) 人的被害

ア 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。

(注) 災害が原因で死亡した者には、従来、災害時に死亡した者だけでなく、災害により身体に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も含むこととしている。

【参考】平成7年の阪神・淡路大震災では、心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の問題が顕在化し、災害により精神的に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も災害が原因で死亡した者に含んだが、実際の認定にあたっては、各市町における専門家等による判定委員会に諮り、因果関係が明確なものに限った。

イ 行方不明

当該災害で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

ウ 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。

3 情報提供

内閣府に対する災害の情報提供等について次の点に留意すること。

(1) 情報提供する災害

法による救助を実施する必要がある災害又はその可能性がある災害が発生した場合は、被害状況等について内閣府あて情報提供すること。

法による救助を実施する可能性のない災害についても、一定規模以上の災害については、適宜、これに準じた連絡を行うことが望ましい。

(2) 情報提供の種類とその内容

ア 発生情報

(ア) 法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があると認められる災害が発生したとき行うこと。

(イ) 発生情報の内容は、統括官通知[※]に定める様式1によることとなるが、被害状況の把握に時間を要する場合は、とりあえず次の内容を情報提供すること。

① 災害発生の日時及び場所

② 災害の原因及び被害の概況

③ 市町村別被害状況調（とりあえず概数によって差し支えない。）

a 人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）

b 住家の被害

全壊、全焼及び流失世帯数及び人員

半壊又は半焼世帯数及び人員

床上浸水世帯数及び人員

④ 法による救助実施（見込含む）市町村名及び実施年月日

⑤ 既にとった措置（救助種類等）及び今後取ろうとする措置（救助種類等）

⑥ その他必要事項

※「改正災害救助法等の施行及び災害救助法等に基づく事務の厚生労働省から内閣府への移管について」（平成25年10月1日付府政防第937号内閣府事務次官通知）に基づき、内閣府政策統括官（防災担当）通知に読み替えられた「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日社施第99号厚生省社会局長通知）をいう。（以下同じ。）

【参考】

(発生情報の例示1)

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- 年○月○日からの梅雨前線豪雨により、県内南部において○時○分より○時○分までの○時間内に○mmから○mmの降雨量に達し、○○市ほか○市町村の○カ所において土石流が発生し、○月○日○時○分現在、死者○人、行方不明者○人、負傷者○人、住家の全壊○世帯、半壊○世帯、床上浸水○世帯、床下浸水○世帯の被害が判明した。
- 被害は今後更に拡大する見込みであるが、現在把握している各市町村の被害状況は次の通りで、○○市、○○町及び○○村が災害救助法施行令第1条第1項第1号に定める災害に該当するため、災害救助法に基づく救助を実施する。

2 被害状況調

被害状況	法適用市町村名				計
	○○市	○○町	○○村		
死者	○				○
行方不明			○		○
重傷		○			○
軽傷					
小計	○	○	○		○
計					
住家棟数	全壊、全焼又は流失				
	半壊又は半焼				
被害人員	一部破損				
	床上浸水				
被害人員	床下浸水				
	全壊、全焼又は流失				○
被害人員	又は流失				○
	世帯人員				○
被害人員	半壊又は半焼				○
	世帯人員				○
被害人員	一部破損				○
	世帯人員				○
被害人員	床上浸水				○○
	世帯人員				○○
被害人員	床下浸水				○○
	世帯人員				○○
災害発生年月日					○年○月○日
災害救助法による救助の開始					○年○月○日

3 すでにとった措置

避難所の設置（設置数及び避難人員等は調査中）、炊き出しその他による食品の給与（給与人員、給与数は調査中）

4 今後とろうとする措置

被服、寝具その他生活必需品の給与、学用品の給与、その他

5 その他必要事項

特になし

（発生情報の例示2）

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日に上陸した台風○号により、○時○分より○時○分までの間に降雨量が○mmに達し、○○川ほか県内の多数の河川の増水などにより、○月○日○時○分現在、○○市ほか県下○市町村において、死者○人、行方不明者○人、負傷者○人、住家の流失又は全壊○世帯、半壊○世帯、床上浸水○世帯、床下浸水○世帯の被害を及ぼしていることが判明した。
- ・ 各市町村の○月○日○時○分現在の被害状況は次の通りであり、なお被害は拡大する見込みであるが、現在のところ○○町について、災害救助法施行令第1条第1項第2号に定める災害に該当するため、災害救助法に基づく救助を実施する。（2～5は省略）

（発生情報の例示3）

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日○時○分に発生した○○○○○○を震源とするM○. ○の地震により、○○市で震度○を記録し、○○村を中心に県内北部の各地に被害が及び、○月○日○時○分現在、死者○人、行方不明者○人、住家の全壊○世帯、半壊○世帯の被害が判明している。被害の詳細はなお調査中で、今後増加する見込みであるが、各地の震度及び現在判明している被害状況は次の通りである。
- ・ なお、○○村について、県道○号線の○○橋が通行止めとなったほか、山腹の崩壊等により村に通じる全ての道路が遮断され、ヘリコプターによる救護班のほか、救助要員の派遣及び救助物資の搬入などが必要なため、災害救助法施行令第1条第1項第3号に定める災害に該当するものとして、災害救助法に基づく救助を実施する。（2～5は省略）

（発生情報の例示4）

1 災害発生の日時、場所、原因及び被害の概況

- ・ ○年○月○日○時○分の○○山の噴火により、○年○月○日○時○分現在、○○市などに、死者○人、行方不明者○人、住家の全壊又は全焼○世帯、半壊又は半焼○世帯の被害が判明しており、○○市の○○町及び○○町の○○地区について避難勧告が出されている。
- ・ 被害の詳細はなお調査中であり、今後、増加する見込みであるが、○○市及び○○町において、「多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれがある」ので災害救助法施行令第1条第1項第4号に定める災害として、災害救助法に基づく救助を実施する。（2～5は省略）

イ 中間情報

発生情報を提供した災害については、原則として当該災害によって法による救助を行う全市町村の指定が完了した直後、速やかに市町村別に被害状況を取りまとめ、発生情報の内容のほか、次の事項について情報提供されたい。

なお、救助期間が極めて短い場合は決定情報によってこれに代えることとして差し支えない。また、救助期間が極めて長い場合は、大幅な変更があった場合などに随時行う必要がある。

(ア) 救助の種類別、実施状況

(イ) 災害救助費概算（見込）額調（統括官通知に定める様式2によるが、救助の種類別、員数（見込）、単価（見込）、所要（見込）額の記載があれば、様式にはこだわらない。）

(ウ) 救助費の予算措置の概況

ウ 決定情報

決定情報は、法による救助が完了したときに行うものとし、その内容は中間情報の内容とすること。

エ 災害情報の方法

(ア) 発生情報及び中間情報は電話及びファクシミリ又はメールにより速やかに行うこと。

(イ) 決定情報は、文書により行うこと。

(ウ) 発生情報、中間情報、決定情報のほか、被害状況や救助内容が大幅に変わった場合、報道機関等に被害状況等を発表する場合は、その内容について内閣府に情報提供されたい。

(エ) 法による救助実施期間中は、状況が一定の状態に落ち着くまでは、必要に応じて日々一定の時間に連絡を行うようお願いすることもあり得るので、その場合の対応についても配慮をお願いしたい。

(3) 通信連絡体制の確保

ア 災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助に円滑さを欠く事例も見られるので、優先利用できる有線電気通信設備等の確保に努めること。

イ 有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難な場合は、携帯電話、日本赤十字社が保有する非常無線等を活用するほか、必要に応じ、アマチュア無線等の活用など複数による通信手段の確保も考慮すること。

(4) 緊急時の補完体制

ア 都道府県の出先機関又は市町村等は、都道府県本庁が被災するなどし、都道府県本庁へ連絡が取れないなど、内閣府への情報提供が著しく遅滞する等の緊急事態にあると想定される場合には、直接内閣府に情報提供されたい。

イ 正確な数値を把握できないが、相当の被害があり、迅速な救助が必要と判断される場合は、とりあえず概数を把握し、内閣府へ情報提供のうえ、法に基づく救助を開始されたい。

(注1) 法による救助の実施の必要性が明白又はその可能性があると思われた時点において、被害状況の全貌が判明しない場合は、判明している内容について情報提供されたい。その後、正確な数値等を把握した時点で改めて内閣府まで情報提供されたい。

(注2) 法による救助は、通常、適用という言い方もするが、本来は、法による救助として行うか否かということであり、一定規模以上の被害があると判断し、法による救助として行った後に、被害がそれ以下と判明したとしても、既に実施した救助を後に法による救助と見なせないと認定することは、通常、担当者等に相当の瑕疵等がない場合には困難であると考えられる。

4 救助の実施時期と公示年月日

法による救助は、次により、市町村を単位として指定し、実施するものである。

(注) 市町村には、特別区を含み、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区のいずれの地域を単位とすることができるのは前述のとおり。

(1) 救助の実施時期

法による救助は、一般的に災害発生の日に開始されるが、豪雪又は長雨等、その被害が漸増し、一定の日時を経て一定の被害程度に達した場合には、その被害の程度に達し、現に救助を行った日をもって災害発生の日とみなす。

(2) 公示年月日

ア 法による救助の実施にあたり、その区域を公示する場合、発表日時等については、内閣府と連絡調整を図って行うこと。

イ 公示年月日は救助の開始日と同一となるのが通例であるが、市町村において被害状況等の把握が困難なため公示が遅延したときなどには、内閣府と連絡調整を図り、これらが判明した日に公示することもありうる。

ウ 何らかの事情により公示が遅延した場合、内閣府と連絡調整を図り、救助を開始した日を、公示した日ではなく、実際に災害が発生し、救助を開始した日とすることができる。

(3) 公示の形式について

公示の形式は、「〇年〇月〇日発生の〇〇災害に関し、〇月〇日から〇〇市(町・村)の区域において災害救助法による救助を実施する。」とするのが通例である。

5 委任された救助の実施

(1) 災害発生後の委任

前述のとおり、迅速な救助を実施するため、緊急を要する救助等については、あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことができるが、あらかじめ準備を求めている救助についても災害発生後に必要に応じて市町村へ委任できる。

あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めている救助については、市町村はあらかじめ実施体制等を整備していない場合も多いので、通常は、市町村には一定の範囲内で補助機関として協力させ、都道府県の責任において行うことを原則とすべきであるが、現に市町村に委任し実施させる方が効率的な場合等に限って、災害発生後においても委任できることとするもので、単に都道府県知事が実施できない事情をもって委任を行うなどのことがないよう特に留意すること。

(2) 救助の委任の留意点等

- ア 市町村長へ委任を行った救助は、当該市町村長が統一かつ計画的に救助を行うので、緊急やむを得ない場合を除き、当該市町村から要請がない限り、都道府県知事や他の市町村長が重ねて救助を行わないことを原則とする。
- イ 市町村長が行う救助のうち法による救助（都道府県知事が行った救助）と認められる範囲は、①委任された範囲内の救助、②都道府県知事の指示により実施した救助、③市町村長が都道府県知事の補助として行った救助が原則で、事実上、都道府県知事が認める限りはその全てが対象となる。
- ウ 市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は都道府県であるので、都道府県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めること。
- エ 都道府県知事は委任した救助について、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、状況の把握に努めること。

6 応援による救助の実施

(1) 救助の応援ができる場合

- ア 救助の応援は、①法第14条に基づく内閣総理大臣の応援指示を受けた場合、②被災都道府県から応援の要請を受けた場合、③あらかじめ締結された応援協定等に基づき自発的に行う場合等が考えられる。
- イ 大規模災害等、災害の規模・態様によっては被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、周辺都道府県は、内閣府と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握に協力することもあり得る。
- ウ 同様に、被災都道府県による応援要請の遅滞も考えられるので、被災都道府県以外の都道府県は、次により、緊急を要する救助について、内閣府と連絡調整を図り、自主的に救助の応援ができる。
 - (ア) 救助の種類は、原則として特に緊急を要する救助とする。
 - (イ) 特に緊急を要しない救助については、原則として、被災都道府県の要請を受けた場合、内閣府と連絡調整を図った場合（法第14条に基づく内閣総理大臣の応援の指示を受けた場合を含む。）、又は、応援協定に基づく場合に行うこと。
 - (ウ) 自主的な応援を行おうとする都道府県は、あらかじめ内閣府と連絡調整を図り、救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について内閣府と定めてから行うこと。
 - (エ) 救助の程度及び方法は原則として基準告示の範囲内で定めること。
ただし、被災都道府県からの要請があった場合、又は、内閣府と連絡調整を図った場合には、これを超えて救助できる。
- エ 自主的な応援について協定が締結されていない場合であっても、周辺の都道府県は内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて法第14条に基づく内閣総理大臣の応援指示を受けるなどし、救助の応援を行うことができる。

(2) 応援要請の手続き

- ア 都道府県知事は、救助の実施に関して他の都道府県知事の応援を必要とする場合は、

次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、必要な協議を経た上で、応援を受けること。

- (ア) 被害状況
- (イ) 応援を要請する救助の種類及び期間
- (ウ) 応援の場所
- (エ) 応援を要請する職種別人員
- (オ) 応援を要請する機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (カ) その他応援に関する必要な事項

イ 緊急やむを得ないときには、口頭、電話又はファクシミリ等により行うこととし、事後において文書により処理すること。

なお、あらかじめ締結した応援協定に別に定めがある場合はこの限りでないこと。

ウ 都道府県が応援要請を行う場合、次の点を勘案し、内閣府と連絡調整を図り実施するよう留意すること。

- (ア) 大規模災害のときには、自衛隊、日本赤十字社等による救助も予想されるため、全国的な調整が必要となる可能性があること。
- (イ) 他省庁との連絡調整を図り、救援物資の調達等に全国的な調整が必要となる可能性があること。
- (ウ) 内閣府を窓口とすることにより、全国規模で各都道府県の役割分担等も調整しつつ、一度の要請で複数の都道府県へ応援要請が行えること。

(3) 応援派遣措置

ア 救助の応援を行う都道府県知事は、直ちに応援のためのチームの編成を行い、人員及び物資等を整備し、責任者を定めた上、応援をする都道府県に連絡して出発させること。

イ 応援をする都道府県に連絡が取れないときには、内閣府と連絡調整を図り出発させること。

ウ 応援派遣されるチームは、被災地での物資調達、その他の便宜供与等が困難な場合も想定し、食糧、水、テント、その他の日常生活用品、救助に必要な資材等を事前に準備し、携行するなど、自己完結型装備で被災地に入ること。

エ 応援のためのチームの指揮は、原則としてそのチームの責任者が行うこと。

オ 応援を受けた都道府県は、他の都道府県からの応援のためのチームが到着した場合、原則として、そのチームの責任者に対し、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にすること。

カ 応援を受けた都道府県において対応ができないときには、応援のためのチームは、内閣府又は政府の設置した現地対策本部等と連絡調整を図ること。

(4) 国への情報提供

都道府県知事は、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事の要請を受け応援隊を派遣する場合は、(2)に定める事項について内閣府へも情報提供すること。

(5) 応援に要した費用の負担について

ア 応援に要した費用を求償する場合には、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類等を添付して行うことを原則とすること。

イ 救助の応援は、法第14条に基づく応援指示により行うもの、被災都道府県の要請により行うもの、あらかじめ締結された応援協定により行うもの等が考えられるが、いずれも法第20条に基づき被災都道府県に対し求償できること。

ウ 法第20条に基づき求償した経費は、当然、法による救助として国庫負担の対象となる。

エ 法第20条に基づき求償しなかった経費は、原則として法による救助に要した費用として国庫負担の対象とはならないが、求償とは別に、応援都道府県が「見舞金」等を支出することは、法外のことであるので、随意に行ってよい。

7 関係職員の派遣

災害対策基本法に基づく災害時における職員の派遣については、次の理由により、災害救助関係者又は保健・福祉関係職員についても特段の配慮をすることが望まれること。

- (1) 災害救助業務の担当職員は数も限られ、かつ、被災経験のない職員が多いと予想されるので、大規模な災害が発生した場合、比較的近い時期に被災の経験を有する都道府県知事は、災害救助業務を経験した職員の派遣等に配慮すること。
- (2) 大規模な災害が発生した場合、地域・家族等の介護機能等が低下し、福祉需要等の増加が予想されるが、被災地では災害救助業務に多くの要員が割かれることも想定されるので、保健・福祉担当職員の派遣等について配慮すること。
- (3) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない被災者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くことが被災者の需要を的確に把握することとなり、また、被災者の精神面の立ち直り、ひいては生活再建に有効であることもあるので、できる限りの保健・福祉担当職員等の要員確保が重要であること。

8 国の機関の派遣費用

災害対策基本法に基づく災害時における警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の派遣にかかる費用については、原則として、それぞれの業務の範囲内として考えられ、それぞれが負担することが通常であるが、特に自衛隊の派遣の際には、その経費の一部を請求されることがある。請求される経費については、都道府県知事と派遣元部隊長との間の契約により決定されるが、当該請求経費を法による救助の一環として国に請求する場合には、以下について注意されたい。

- (1) 自衛隊との契約の際には、応援要請を行ったからと遠慮することなく、県が支払うべきものと支払わないものとを判断した上で、契約を行うこと。
- (2) 物品等の購入については、事後に請求書により処理するのではなく、事前に購入についてよく相談するよう要請し、法による国庫負担の対象として処理する必要がある場合は、事前に国とも相談すること。
- (3) 自衛隊が隊員のためのみに使用するもの（仮設トイレやカイロ等）は法による国庫負担の対象外であること。

9 救助に要した機器・備品等の取扱い

法による救助は、災害により被災した者に対する応急的な救助であるので、次の点に留意する必要がある。

- (1) 機器・備品等については、原則として借上費のみを対象経費とするが、借り上げることが著しく困難なものについては、購入費等についても対象経費とできる。
- (2) (1) の場合、これらについては、使用後に、換価処分できるものは換価処分をし、当該収入金額を救助に要する費用から控除することを原則とするが、社会通念上、使用済みのもので換価が著しく困難と判断されるものについては、換価しないで差し支えない。
- (3) 実際に使用されなかった機器等であっても、混乱時の実態把握が困難な時期において、被災者の救助に万全を期する観点から、真にやむを得ない事情にあるものについては、支出できる費用として認められることがある。